

不動産関連・住宅関連の事業者の皆さまへ

～「若年・子育て世帯住み替え支援事業」に関する注意事項～

住宅を購入された方や、購入を検討されている方へ、本支援をご紹介いただく際は、以下の点に留意くださいますようお願いいたします。

- 本支援は、住み替えて居住される方が、住み替え後に申請するものとなります。
事業者様が申請するものではありません。
- 本支援は、一戸建てを取得した若年世帯や子育て世帯であれば、必ず受けられるものではありません。
宅地、住宅の要件に合致しない場合や、抽選（申し込み多数の時）により申請対象とならなかった場合等は、支援が受けられません。
- 本支援の申し込みは、本市ホームページからアクセスできる専用サイトで、世帯や住み替え後の住宅の情報を入力していただく必要があります。
区役所の窓口等での申し込みの受付や申請書の配布は行っておりません。
- 本事業では、宅地の要件として下記事項が定まっています。
 - ・仙台市立地適正化計画（令和5年3月）における「居住誘導区域」内の宅地であること
 - ・都心商業地域又は拠点商業地域（泉中央・長町）ではないこと
 - ・新規開発団地（開発許可区域・土地区画整理事業）ではないこと
- 本事業の対象要件、申請方法などの詳細については、本市ホームページに掲載の申請の手引きや手続きガイドをご確認ください。
- 国の補助金である「こどもみらい住宅支援事業（新築）」、「こどもエコすまい支援事業（新築）」、「子育てエコホーム支援事業（新築）」は本助成金との併用はできません。他の国や県などの補助金についてもそれぞれの規定により併用が不可となっている場合があります。

問い合わせ先

仙台市 都市整備局 住宅政策課

Tel：022-214-8330

E-mail：tos009430@city.sendai.jp